

平成 29 年第 12 回西予市教育委員会定例会 会議録

I 開会の月日及び場所

平成 29 年 12 月 26 日 (火)

西予市教育保健センター 4 階 第二研修室

II 定数

5 人

III 出席者

教育長	保木 俊司	委 員	上甲 和博
委 員	山本 恵子	委 員	樋口 美和
委 員	平岡 長治		

IV 欠席者

なし

V 議事に出席した公務員の職氏名

教育部長	松川 伸二	教育総務課長	沖村 智
学校教育課長	大谷 元二	生涯学習課長	小玉 浩幸
文化体育振興課長	土居 眞二	明浜教育課長	佐藤 俊治
野村教育課長	岡上 昌造	城川教育課長	谷口 佳代
三瓶教育課長	滝野 広明	教育総務課長補佐	麓 寿春
学校教育課長補佐	河野 哲弥	教育総務課係長	小田原 誠
教育総務課主任	片山 裕介	学校教育課主査	井上 恵美

VI 傍聴者

なし

VII 会議の概要

1 開会

教育長 午後 2 時開会を宣する。

2 会議録の承認

教育長 平成 29 年第 11 回教育委員会定例会会議録について意見を求める。

- 平岡委員 会議録の修正箇所を指摘する。
- 教育部長 訂正する旨答える。
- 教育長 平成 29 年第 11 回教育委員会定例会会議録の承認について諮る。
- 全委員 異議ない旨答える。
- 教育長 第 11 回教育委員会定例会会議録を承認する旨宣する。
- 3 行事報告及び行事予定について
- 教育長 12 月行事及び 1 月の教育委員会事務局職員の人事異動について報告する。
- 1 月行事予定について報告を求める。
- 教育総務課長 1 月行事予定について報告する。
- 教育長 1 月行事予定について意見を求める。
- 全委員 特になし。
- 教育長 平成 30 年第 1 回教育委員会定例会の開催日程について意見を求める。
- 教育総務課長 平成 30 年第 1 回教育委員会定例会を 1 月 23 日（火）午後 3 時から開催する旨提案する。
- 教育長 平成 30 年第 1 回教育委員会定例会を 1 月 23 日（火）午後 3 時に開催する旨宣する。
- 4 案件
- 承認第 8 号 専決処分第 8 号の承認について
- 教育長 事務局の説明を求める。
- 学校教育課長 平成 29 年度西予市要保護及び準要保護児童生徒の認定について説明する。
- 教育長 専決処分について意見を求める。
- 全委員 特になし。
- 教育長 専決処分の承認について諮る。
- 全委員 異議ない旨答える。
- 教育長 審議の結果、承認する旨宣する。
- 議案第 44 号 西予市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する告示制定について
- 議案第 45 号 西予市要保護及び準要保護児童生徒認定基準の一部を改正する訓令制定について
- 教育長 議案第 44 号と議案第 45 号は関連しているため、一括して事務局の説明を求める。
- 学校教育課長 西予市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する告示制定及び西予市要保護及び準要保護児童生徒認定基準

- の一部を改正する訓令制定について説明する。
- 教育長 原案について意見を求める。
- 平岡委員 西予市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱第3条別表の新入学児童生徒学用品費等の支給内容について、改正後の要綱では「小学校又は中学校の第1学年に在学する児童生徒が通常必要とする学用品費及び通学用品費の購入費」となっているが、「小学校又は中学校の第1学年に在学する児童生徒が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費」と、また入学準備金の支給内容についても、「小学校又は中学校に入学する者が通常必要とする学用品費及び通学用品費の購入費」を「小学校又は中学校に入学する者が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費」と修正すべきである旨述べる。
- 学校教育課長 指摘のとおり修正する旨答える。
- 平岡委員 議案第45号西予市要保護及び準要保護児童生徒認定基準の一部を改正する訓令制定について、『第2条（見出しを含む。）中「要保護児童生徒」を「準要保護児童生徒等」に改める。』となっているが、『第2条（見出しを含む。）中「要保護児童生徒」を「要保護児童生徒等」に改める。』と修正すべきである旨述べる。
- 学校教育課長 指摘のとおり修正する旨答える。
- 教育長 議案第44号及び議案第45号について修正した案について諮る。
- 全委員 異議ない旨答える。
- 教育長 審議の結果、修正した案のとおり可決決定する旨宣する。
- 議案第46号 西予市いじめ防止等のための基本的な方針の改定について
- 教育長 事務局の説明を求める。
- 学校教育課長補佐 西予市いじめ防止等のための基本的な方針の改定について説明する。
- 教育長 国の方針の変更を受け、県の方針が変わったことに伴う改定となる。
- 今まで市独自に県と違った表記にしていたが、あえてそうするまでもない部分もあったため、その部分については基本的には国や県の方針になぞらえる形で改めた。
- 内容的にどういうふうな観点から改定したのか補足説明を求める。
- 学校教育課長補佐 今回改定したポイントとしては、教職員がいじめに関する事案について抱え込むことなく、組織で対応していくこと。
- また学校評価において、学校におけるいじめ防止等のための取り組み状況を評価項目に位置付けること。
- いじめに関する情報を学校内で共有すること。そして情報共有を

しないことは、いじめ防止対策推進法の規定に違反すること等を明記したことがあげられる。

全国的に、いじめが安易に解消とされ、対応がなされない現状を受けて、いじめの解消の定義を詳細に規定した。

重大事態における学校の対応として、疑いがあった場合にはすぐに教育委員会へ報告することも書き加えた。

教育長 原案について意見を求める。

平岡委員 26 ページ改定案の「(3) いじめの防止等に関する措置」の「ウ いじめに対する措置」の「・・・教育的配慮」以降の文が切れている。愛媛県いじめの防止等のための基本的な方針では、「教育的配慮」以降2行程度、文が続いているが、続く文があるのではないか問う。

学校教育課長補佐 27 ページ上2行が続く文であり、修正する旨答える。

平岡委員 同様に28 ページ「3 学校における重大事態への対処」も文が切れている旨述べる。

学校教育課長補佐 29 ページ上2行が続く文であり、修正する旨答える。

平岡委員 28 ページ「3 学校における重大事態への対処」にいじめ防止対策推進法第28条が掲載されていて、同じ「3 学校における重大事態への対処」内の「オ 調査結果の提供及び報告」の「(ア) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報提供」にも同条第2項が再掲されている。愛媛県の方針も同様の記述となっているが、再度記載する必要があるのか問う。

教育長 改定前は、項をひとつずつ引用して解説をしている形になっているが、改定案は、先に第28条を一括して引用しているため、あえてもう一度記載する必要はない旨述べる。

学校教育課長補佐 32 ページ「(ア) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報提供」のいじめ防止対策推進法第28条第2項の引用部分を削除する旨答える。

教育長 修正した案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

教育長 審議の結果、修正案のとおり可決決定する旨宣する。

○議案第47号 西予市青少年補導員の委嘱について

教育長 事務局の説明を求める。

生涯学習課長 西予市青少年補導員の委嘱について説明する。

教育長 原案について意見を求める。

全委員 特になし。

教育長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

教育長 審議の結果、原案のとおり可決決定する旨宣する。

5 協議・報告事項

教育長 平成 29 年度一般会計補正予算（第 7 号）の概要について報告を求めめる。

教育総務課長 平成 29 年第 4 回西予市議会定例会において平成 29 年度一般会計補正予算第 7 号を上程し、12 月 21 日に議決された。

補正予算第 7 号の内容について説明をさせていただく。

学校教育課、教育総務課所管の教育総務費で 1,985 千円を増額補正した。教員住宅維持管理事業において、市営住宅に移管する住宅で、入居時に支障がある住宅の修繕及び居住に影響を及ぼす雑木の伐採、CATVの引込み等を行い、今後の入居に備えるものである。

なお、市営住宅への移管は、平成 30 年 4 月 1 日となっている。

小学校費 1,945 千円を増額補正は、学校管理費における小学校施設修繕事業に 840 千円、準要保護児童負担金事業に 1,105 千円をそれぞれ増額したものである。

小学校施設修繕事業は、9 月 17 日に接近した台風 18 号の大雨により、多田小学校運動場に近くの水路から大量の水が流れ込み、運動場の土砂が流出する被害を受けた。このことにより真砂土の補充、整地等、運動場の復旧にかかる工事請負費である。

準要保護児童負担金事業は、平成 30 年度新入学予定児童がいる世帯のうち、準要保護認定予定世帯への就学援助費の計上である。平成 30 年 4 月に準要保護の対象予定となる児童数を 37 人と見込み、進入学児童に学用品を支給できるよう残予算で不足する必要経費分の補正予算計上を行った。

中学校費の 2,194 千円を増額補正は、準要保護生徒負担金事業で、小学校費の準要保護児童負担金事業と内容は同じである。平成 30 年 4 月から対象となる生徒を 22 人と見込み増額補正計上を行った。

債務負担行為補正は、教育総務課所管の西予市スクールバス運行業務委託として、71,215 千円を限度に、平成 30 年度を期限としたものである。今年度末をもって、スクールバス 14 路線、8 業者のスクールバス委託契約が満了となる。当該 14 路線について、平成 30 年 4 月から遅滞なくスクールバスの運行を行うため、債務負担行為を設定して平成 29 度中に契約をするためのものである。

教育費における今回の一般会計補正予算合計額は、6,124 千円であり、補正後の教育費の予算額は、3,228,486 千円、一般会計予算に占

教育長
教育部長

める割合は、11.6%となった。

その他、協議・報告事項を求める。

平成29年第4回西予市議会定例会の一般質問では、2人の議員から教育部に關係する質問があった。

加藤美香議員からは「小学校再編について」、「学習支援について」そして、菊池純一議員からは、「古代ロマンの里構想について」、「学校教育について」、「愛媛国体について」の質問があった。

まず、「小学校再編について」は、「宇和地区すべての地域で小学校再編計画説明が終了したが、教育委員会として把握した市民の意見はどのような意見であったか。」と併せて、「今後、宇和地区の小学校の再編について改めて考え直していくのか。またどのような方向性になるのか。」という質問内容であった。

答弁した内容は、「3校に再編する現計画は見直しをする。見直しの時期は複式学級の発生等今後の児童数の推移、校舎の老朽化の状況、統合間もない皆田・明間地域の地域事情等を勘案して教育委員会において検討していくこととする。見直しにあっては、別途、検討委員会を設置する。」という趣旨で、今後の宇和地域の小学校再編についての方向性を答弁した。

また、「学習支援について」は、西予市学び舎事業の具体的な内容、進捗状況と課題、今後の方向性という質問であった。

具体的な内容は、「現在、中川公民館で多田、中川、石城小学校の4～6年生の児童を対象に、毎週土曜日の午前中に実施している。指導者については教職に携わられた経験のある人をお願いをし、10月から事業を開始している。参加児童は、当初8人であったが、体験希望者を含め現在は10人が参加している。この事業の課題は、指導者の確保であり、実際に事業を開始してみると、一会場当たり6人程度の指導者の協力を得る必要があると判断している。今後は、他の地域において、1日でも早く実施できるよう、何よりも、指導者の確保に取り組んでいく。」と答弁した。

「古代ロマンの里構想について」は、主な質問内容としては「拠点施設（古墳・遺跡等に関することを系統的に紹介したり、人々が交流できる場所）の設置。」であった。

設置に関する市の方針として、「設置して欲しいという意見は多くいただいている。教育委員会としても、拠点施設の整備は重要な課題であると認識している。今後、どのような方法が良いのか、地域の皆様の意見を拝聴しながら、また、四国西予ジオパーク推進計

画との関連性も考慮しながら、検討していきたい。」と答弁した。

「学校教育について」では小学校の道徳教育について、今回、小学校で採用した道徳の教科書の判断理由についての質問があった。

「教科書の調査研究は6つの観点、①教材の選択の仕方、②教材の難易の程度、③教材の地域性、④教材の組織・配列・分量、⑤学習指導上の配慮、⑥印刷・製本・その他、この6点の観点から調査、評価を行った。

今回、西予市では学研教育みらいの教科書を採択した。採択した理由として、①取り扱う内容や構成などが適切でバランスがよく、実話を取り上げるなど身近で考えやすい内容となっている。②児童の発達段階に応じて系統的、発展的な内容となっている。挿絵や写真を多く取り入れ、興味関心を引くものになっている。また教育委員会の会議においても、③A4版で読みやすく、文章量、設問、内容構成など総合的に見て最適である。④教材の終わりに児童の考えを深めさせるポイントが書いてあるなど、指導する側からみて、使いやすい教科書となっている。⑤学習した後にそこから深めたり、広げたり、つなげたり、実際の行動に移してみたりというような工夫がみられる。という意見があり、教育委員全員一致で選定したものである。」との趣旨で答弁した。

また、道徳教育について、「教育委員会として全校に対し共通なる指導目標や指針はどうなっているのか。」という質問に対しては、『教育大綱では「生きる力」を身につけることを大切にしている。また、西予市教育振興基本計画では、道徳の時間を核とし、全教育活動を通じて、子どもの人格形成の基盤となる心情や意欲、態度並びに習慣等を育成することをひとつの考え方としている。

西予市教育基本方針では、小学校は平成30年度から、中学校では平成31年度から始まる、道徳教科化への対応を掲げている。道徳の教科化については、すでに学習指導要領が改定されており、教科化の趣旨に沿った授業が展開できるよう努めていきたい。』と答弁した。

「童謡・唱歌の歌詞の意味や情景等を学び歌うことを取り入れてはどうか。」との提案的な質問については、「小学校の学習指導要領では、共通して扱うべき教材として、童謡・唱歌を取り上げている。道徳的な心情の育成に資するものとして、今後も教育現場で大切にしていきたい。子どもたちの豊かな情操を養うとともに、伝統文化を尊重する心を育てる教育に取り組んでいきたい。」と答弁し

た。

「愛媛国体について」は、市内開催競技の総括ということで、良かった点と反省点はどの質問があった。

良かった点について、4点挙げた。

1点目は「ハード面の整備が出来たこと。」

2点目は「競技関係者の技術や意識の向上等につながったこと。」

3点目は「教育効果につながったのではないかとということ。」この点については、小中学校の学校観戦や子どもたちが民泊に参画することによって、得られた経験等で、教育効果につながったのではないかと考えている。

4点目は「ボランティア活動の機運の高まりにつながったこと。」以上の4点が良かった点、得たものとして考えられる。

反省点については、「こちらサイドの配慮不足もあり、国体開催に対する市民の意識に旧町単位で温度差があったことは否定できないのではないかと」と答弁した。

教育長 平成29年第4回西予市議会定例会の一般質問の答弁について意見を求める。

全委員 特になし。

教育長 その他、協議・報告事項を求める。

上甲委員 先日、宇和地区の児童生徒を守り育てる協議会に出席させていただいた。いじめ問題については、県・市・学校どこも重要視している。

学校生活支援員については、支援員の導入当初は数人であったが、現在は50人程度配置していただき、市の財政に対して負担をかけているのではないかと心配しているが、支援員を配置していることで、子どもたちは順調に育ち、ありがたく思っている。

気になる点が1点あり、児童生徒の不登校について、教育現場も全力を挙げて不登校児童生徒の家庭とのつながりを深めようということで、ほとんど毎日のように不登校の児童生徒、あるいは学校へ登校しにくい児童生徒への家庭訪問をしている。

児童生徒指導に関しての加配をしている学校があるし、スクールソーシャルワーカーの配置もしていただいている。

児童生徒指導には様々な問題があるが、その中でも一番教員が悩んでいるのが、不登校への対応だと思う。家庭の協力を得ることができれば、スムーズに解決する場合もあるが、なかなか不登校に関しては、家庭の協力を得ることが難しいのが現状で、毎日、毎朝顔

を見に行っても会わせてもらえないとか、相手にされないことが続いていることがある。

担任の先生が対応したり、児童生徒指導主事が対応したり、教頭先生が対応しているが、担任の先生や児童生徒指導主事はどうしても授業があるので、不登校の児童生徒がいる学級については、1時間目の授業を学校でやりくりしている。1時間目の授業をあけるような対応もしている。しかし、どうしても児童生徒の家庭を訪問すると、1時間では収まらなくて、中途半端になり、それを何回も繰り返して、だんだんと対応が難しくなるというような場合がある。

担任の先生が対応するのが一番いいが、授業があるため、不登校問題に対応できる人員の要望がある学校に対して、人員を配置していただき、不登校児童生徒及び家庭とのつながりができればいいと感じている。

まず、各学校の不登校の実態を把握してもらい、人員配置を検討していただきたい。

先生の超過勤務の実態として、この不登校問題への対応も含まれていて、夜遅くまで家庭訪問している先生もいる。不登校児童生徒の担任をしている先生は、かなり負担がかかっている。

教育委員会で、生活指導に関する支援ができる人を配置するような方向を検討する必要があるのではないかとの旨述べる。

山本委員

現場の先生は、かなり親身になって対応していただいている。

児童生徒を守り育てる協議会で、不登校問題に対応できる人はいないのかとの質問があり、学校からはいないとの回答だった。

総合的に対応できる人を必要な学校に配置し、毎日ではなくても、週に何回かでも配置することができると、先生の負担が少しでも減るのではないかとの旨述べる。

上甲委員

不登校の問題は、児童生徒との話よりも保護者との話のほうが多くなる旨述べる。

教育長

新たな人を雇用するということは、財政的に厳しい面があるが、できるだけいただいた意見に沿った形で対応できるような方法はないかを考えたい。また、学校の要望も聞きたい。

一方で、学校側が、もう少し柔軟に取り組むという姿勢も必要ではないかと感じている。

例えば、平成30年度から国が教員の多忙化に対応して、学校の支援をするための、要員を配置するモデル事業を考えており、希望する自治体はないかとの調査があった。急な要望調査で、やむを得な

い面もあるが、学校側は人を配置してもどう活用したらいいのか分からないという反応であった。結局、西予市は要望しなかった。

不登校問題への対応に困っている場合、国の動きに対して、現場としてこのようなことになら活用できるのではないかという視点で、積極的に考えるという姿勢が欲しいところである。

学校生活支援員が年々増えて財政的に厳しい状況の中で、生活支援以外の業務も兼任できないかという感じも持っている旨述べる。

学校教育課長 学校生活支援員は、現在 48 人いる。南予で宇和島市に次いで 2 番目に多い。人口で考えると西予市はかなり手厚く配置している。一方で、財政的にかなりの負担となっているのも事実である。

学校生活支援員について、学校現場に言っているのは、本来の配置の目的は、子どもたちの自立の支援である。ところが現状は、小学校 1 年生の児童に支援員を配置すると、2 年生以降も何をするにしても支援員が同行していく。中学生も同様である。

中学生は卒業すると社会に出たり、進学する。そのよう生徒にずっと支援員がついたままだと、本来の目的の自立に逆行することになる。そのため現在、学校現場に依頼しているのは、小学校低学年の児童にはずっと支援員をつけるにしても、学年が上がるごとに支援員を外せる子どもはいないか、点検してほしいということである。外すことができれば、支援員数の抑制にもつながる。

また、支援員を単なる支援だけ行うのではなく、不登校児童生徒の家庭へ訪問してもらいたいようなことも考えている。

山本委員 当たり前のように、毎年支援してもらえたいような感覚になっているのではないかと旨述べる。

学校教育課長 学校としては、支援員はいないより、いてくれたほうがいいと、どの学校も思っている。

上甲委員 保護者は、支援員がいるので、特別支援学校ではなく、みんなと同じ学校へ通わせるため、支援員をお願いしたいと考える人が増えている。

就学指導委員会も以前は、特別支援学校へ通うよう指導していたが、現在は、意見を述べるだけで、最終決定権は保護者にあり、特別支援学校へ通わずに支援員が増えている状況になっている旨述べる。

6 その他
教育長
全委員

その他の件について意見及び報告を求める。
特になし。

事務局 特になし。

7 閉会
教育長 午後3時35分閉会を宣する。

議事録署名

以上、平成 29 年第 12 回西予市教育委員会定例会の顛末を記録して相違ないことを証明する。

平成 30 年 1 月 23 日

教育長

保 木 俊 司

教育委員

上 甲 和 博

教育委員

山 本 恵 子

教育委員

樋 口 美 和

教育委員

平 岡 長 治